

松下幸之助記念財団 研究助成
研究報告

【氏名】 野口 紗生

【所属】(助成決定時) 早稲田大学 人間総合研究センター

【研究題目】 社会における子どもと音環境：地域・文化差からみた乳幼児施設の近隣騒音問題

【研究の目的】(400字程度)

本研究では、現代の子どもを取り巻く社会的環境の中でも、乳幼児施設とその周辺地域との関係として注目される騒音問題について、「子どもの声は騒音か否か」に関わる問題及びそれに対する論議の傾向に対し、現状音環境の実態及びそれを取り巻く保育観、子育て観の調査に拠って論考することを通して、長期的な視野に基づいた社会的合意への取り組みに寄与する論拠を得ることを目的としている。

騒音とは、学術用語では「不快な又は望ましくない音」とされ、概して主観的で個人的な感覚により定義されるが、昨今の乳幼児施設の騒音問題に代表される社会問題としての騒音問題には、物理的な音として以上に、地域社会の人間関係や家族構成の変容など社会背景の影響が大きい。ここで、子どもは騒がしい存在との評価が妥当なのか、地域社会としてはそれを容認又は制限する対応以外に方策はないのか、との問いが挙げられるが、これに対する学術的見地からの指摘はあまり見られない。

そこで本研究では、音環境の実態と、保育として望まれる子どもの姿(保育観)及び子育て観を、工学的・心理学的手法により実証的に捉え、それを異なる地域で調査・比較することにより、子どもの声騒音とされる原因を探求することを通して、社会として目指される姿について論考する。

【研究の内容・方法】(800字程度)

本研究では、待機児童や高齢化など日本と同様の社会的背景を持ち、日本に先んじて「子どもの声は騒音でない」との司法判断が下され法整備がなされたドイツを研究対象とした。ドイツでの子どもの声の実態と、子どもの育ちに深く関わる保育者、保護者の意識を捉えることで、社会的に子どもの声がいかに捉えられているのかを検討すると研究方略を採った。そこから日本での実態との比較を行い、子どもはにぎやかな存在であるのか、子どもの声騒音とされる原因はどこにあるのか、との点に対する論考を行った。

研究対象

ドイツ・デュッセルドルフ市内にて、運営形態が異なる3園(A:シュタイナー教育幼稚園・B:プロテスタント系幼稚園・C:日本人向け幼稚園)と、ドイツで子育て中の保護者7名(出身地:ドイツ3名,ペルー1名,日本3名)を対象とした。C:日本人向け幼稚園と、日本人の保護者3名は、日本の文化的特徴を保持している存在として、日本との対比についての要点を捉えることを主眼とした。

研究方法

①音環境調査

上記対象園での保育室及び園庭において、活動状況の記録と騒音計マイクロホンを用いた活動音の収録(各2時間程度)を実施した。後日、収録音の周波数分析と発生音源の聞き取りにより、音源の特徴を抽出した。また、調査園での建築的な音の特徴(音の遮音性や響きの度合いなど)についても記録した。

②インタビュー調査

調査は、保育施設長3名と保護者7名を対象として、個別(一部2名)に各1時間程度、半構造化面接の形式を採り、設問ごとに具体事例を尋ねる形で実施した。調査項目は、保育施設長へは、保育全般・保育活動時の音環境・近隣とのトラブル等、保護者へは、子育て・子どもの発する声への感覚・公共空間での周囲に対する意識及び子どもへの対応等、以上とした。回答結果より、子どもの声に対する意識と対応、

周囲への対応、の二点から特徴を捉えた。

③総合的分析

音環境の実態と意識とを対応付けて捉え、研究課題に対する論考を行った。

【結論・考察】(400字程度)

保育施設での実地調査より、ドイツでは法律的に子どもの声は騒音でないとされたが、実状としては子どものにぎやかな声は修正していくべきとの認識があり、適切な声を身につけていく幼児期の子どもへ保育的及び環境的対応がとられていること(表1)、その結果保育中の子どもの声の大きさは日本より小さい傾向であること(図1)が捉えられた。つまり、子どもとは、子育てに関わる保育者、また同様に意識を持っている保護者が関わることで、にぎやかな存在とはならないと判断されていることがうかがわれた。

また、周辺への意識に関する調査からは、園庭など外の環境では子どもは活発に遊び権利を有しており、常識的な判断下においては子どもの発する音は問題とならないと考えられていることが捉えられた。そしてこの観点は、保育施設の立地への配慮といった社会環境整備に生かされており、住宅に密接して新設する日本の状態とは異なる実態が捉えられた。以上踏まえドイツでは、子どもの育ちに関わる専門家らの判断が施設、都市計画等の社会環境の整備に反映されており、その上で法律的な判断がなされていることが捉えられた。これは子どもを社会の一員として位置付け、彼らの権利を確保するための社会の仕組みと考えられる。ドイツにおいても子どもにまつわるトラブルは発生しているが、保育的、環境整備的対応がある以上子どもの声は騒音扱いされないであろう。日本の実情を省みると、上記体制は整っておらず、騒音とみなすかは個別判断とならざるを得ない。この解決には保育実践者が判断するための議論が必要であり、さらにその判断を授受し適切な社会環境を整備する体制が必要となるのではないかと考える。

表1 保育者保育活動中に気になる音と対応

◇気になる音・▲施設外部の人から指摘された音		工夫点: ◎保育的対応・*環境設定	
A	◇子どもが落ち着かない時期の遊び音・片付け時・自閉症児の行動音・物音(特に木質床に木製の椅子や玩具がぶつかる音)	◎子どもと共通認識のある歌を鼻歌のように歌い子どもの判断、行動を促す・にぎやかな子どもには近くに行って個人的に話す・平常心で接する・障碍児の行動は無理に止めない *落ち着いた光環境を設定	
B	◇雨天時などストレスが溜まりがちな時の室内遊び音 ▲外で遊ぶ際の活発な遊び音(声など)	◎にぎやかな子どもにはまず集団内で気付くのを待ち、難しい場合は個人的に対応する *廊下を動的な遊び空間とし天井を吸音仕様に变更・移動遊具(自転車等)には車輪部へ防音対策	
C	◇泣く声 ▲屋外でプールを実施する時の興奮した声	◎泣く子どもへは個別に対応・興奮した際は落ち着くよう子どもたちと話をする	

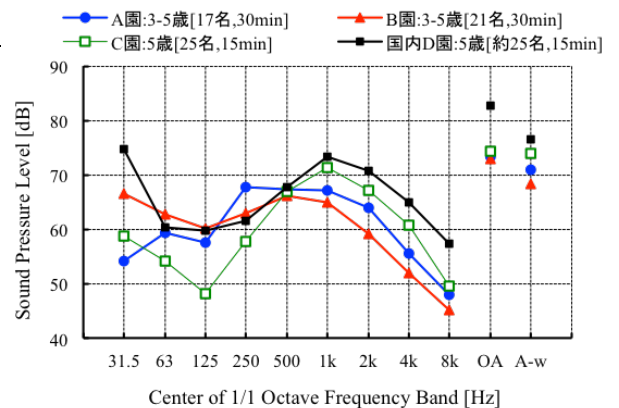


図1 自由活動時の音環境: $L_{eq, r/min}$
(A, B 園・遊び n=30/C 園・製作 n=15)
※[]内の人数, D 園は国内の遊び時調査事例